

招集告示年月日		平成 28 年 12 月 5 日		招集場所		津南町役場議場	
開会	平成 28 年 12 月 14 日午前 10 時 00 分			閉会	平成 28 年 12 月 16 日午後 1 時 37 分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1 番	半戸義昭	応・出	8 番	津端眞一	応・出	
	2 番	村山道明	応・出	9 番	大平謙一	応・出	
	3 番	石田タマエ	応・出	10 番	河田強一	応・出	
	4 番	風巻光明	応・出	11 番	藤ノ木浩子	応・出	
	5 番	恩田稔	応・出	12 番	吉野徹	応・出	
	6 番	栞原洋子	応・出	13 番	桑原悠	応・出	
	7 番	中山弘	応・出	14 番	草津進	応・出	
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	上村憲司	○	税務町民課長	上村栄一	○	
	副町長	小野塚均	○	地域振興課長 農業委員会事務局長	江村善文	○	
	教育長	桑原正	○	建設課長	柳澤康義	○	
	農業委員会 会長	涌井直	○	教育委員会教育次長	清水修	○	
	監査委員	中島豊	○	会計管理者	桑原松洋	○	
	総務課長	根津和博	○	病院事務長	桑原次郎	○	
	福祉保健課長	高橋秀幸	○				
職務のため出席した者の職・氏名	議会事務局長		村山詳吾		議会事務局班長		小林武
会議録署名議員	6 番		栞原洋子		7 番		中山弘

〔付議事件〕

(12月16日)

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第2 | 同意第3号 | 津南町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について |
| 日程第3 | 議案第77号 | 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について |
| 日程第4 | 議案第78号 | 津南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | | |
| 日程第6 | 議案第80号 | 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第81号 | 津南町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第82号 | 津南町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第83号 | 平成28年度津南町一般会計補正予算(第8号) |
| 日程第10 | | |
| 日程第11 | | |
| 日程第12 | | |
| 日程第13 | | |
| 日程第14 | | |
| 日程第15 | | |
| 日程第16 | 議案第84号 | 平成28年度津南町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第17 | 議案第85号 | 平成28年度津南町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第18 | 議案第86号 | 平成28年度津南町簡易水道特別会計補正予算(第2号) |
| | 議案第87号 | 平成28年度津南町下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| | 議案第88号 | 平成28年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| | 議案第89号 | 平成28年度津南町病院事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第16 | | 議員の派遣について |
| 日程第17 | | 議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について |
| 日程第18 | | 常任委員会の閉会中の継続調査及び審査について |

議長の開議宣告

議長（草津 進）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（草津 進）

諮問第 1 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

人権擁護委員の渡邊トシ氏が、平成 29 年 3 月 31 日をもって 5 期 15 年の任期満了を迎えることから、再度人権擁護委員の候補者として推薦いたしたいので、議会の意見を求めるものがあります。渡邊氏の略歴は、参考資料のとおりであります。人格、識見ともに人権擁護委員として適任者であると考えております。平成 29 年 1 月中旬に法務大臣に推薦を行う必要がありますので、議会の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（草津 進）

これより質疑を行いません。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

諮問第 1 号について採決いたします。

採決は先例に従い、起立採決によって行います。

人権擁護委員候補者の推薦について渡邊トシさんを適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、諮問第 1 号について、渡邊トシさんに対する議会の意見は適任とすることに決定いたしました。

日 程 第 2

同意第3号 津南町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

議長（草津 進）

同意第3号を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

本町固定資産評価審査委員会委員の大澤隆氏が、平成28年12月24日をもって4期12年の任期満了を迎えることから、再度選任したいので議会の同意をお願いするものであります。大澤氏の略歴につきましては、参考資料のとおりであり、人格、識見ともに適任者と考えておりますので、同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（草津 進）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—
質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。 —（討論者なし）—
討論はないものと認め、討論を終結いたします。
同意第3号について採決を行います。

採決は先例に従い、無記名投票をもって行います。議場を閉鎖いたします。

—（書記議場閉鎖）—

ただ今議場に在場する表決権を有する出席議員は13名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に（5番）恩田稔議員、（11番）藤ノ木浩子議員を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。 —（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とする方は「賛成」と、否とする方は「反対」と記載願います。なお、白票、他事記載は否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。 —（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行ないます。 —（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行ないます。事務局長の点呼に応じ順次投票を願います。

—（投票の実施）—

議長（草津 進）

投票漏れはありませんか。 —（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行ないます。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（草津 進）

開票の結果を申し上げます。投票総数 13 票。内、有効投票 13 票。無効投票 0 票。有効投票中賛成 12 票、反対 1 票。

以上のとおり賛成多数です。よって、同意第 3 号は同意することに決定いたしました。
議場の閉鎖を解除いたします。

日 程 第 3

議案第 77 号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

議長（草津 進）

議案第 77 号を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

平成 29 年 3 月 31 日限りで新井頸南広域行政組合が解散し、新潟県市町村総合事務組合を脱退することに伴い、新潟県市町村総合事務組合同規約を変更するものであります。細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

総務課長（根津和博）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 77 号について、採決いたします。

議案第 77 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 4

議案第 78 号 津南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 5

議案第 79 号 津南町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第 78 号及び議案第 79 号を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

議案第 78 号及び議案第 79 号を一括して説明申し上げます。先般、津南町特別職報酬等審議会が開催され、審議会より議会議員及び特別職の期末手当の支給月数の引上げについて答申を受けましたので、津南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び津南町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するものであります。細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

総務課長（根津和博）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行います。

（11 番）藤ノ木浩子

私は、議員報酬は先般引き上げられましたので、議員報酬については、引き上げる必要がないと思っています。特に引き上げなきゃならないのは、やっぱり職員と臨時職員の皆さんのお給料、なんとしてももっと引き上げていただきたいと思っています。そこで特別職の給与なのですが、町長の給与というのは、新潟県の中ではどのくらいの位置にいらっしゃるのでしょうか。高いほうなのでしょうか。低いほうなのでしょうか。それを 1 点、お伺いします。

総務課長（根津和博）

新潟県の町村の中で比べると、中位に位置しております。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議案第 78 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 78 号について、採決いたします。

議案第 78 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 9 人、非起立 4 人）—

賛成多数です。よって、議案第 78 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 79 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 79 号について、採決いたします。

議案第 79 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 9 人、非起立 4 人）—

賛成多数です。よって、議案第 79 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 6

議案第 80 号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第 80 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告に基づき、本年度の給与水準改定について所要の体制を行うため、津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するものであります。細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくお願ひします。

総務課長（根津和博）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

（11 番）藤ノ木浩子

1 点お伺ひします。職員の皆さんの給料表を見ますと、私は非常に安いなと。行政職で最高でも 40 万円いっていないのですよね。私は、本当にもっと引き上げるべきではないかと思っているのですが、例えば課長さんでも、「この額まで行ったら、もう年齢で引き上げない」という決まりというものはあるのでしょうか。お伺ひします。

総務課長（根津和博）

職員の成績によって引き上げますが、年齢によって給与を上げるということはありません。

（11 番）藤ノ木浩子

年齢で給与をストップさせるということがあるのかという点なのです。それともう 1 点、保育士さんをお聞きしたいのですが、保育士さんの給与というのは、もうある程度のところにい

ったらストップするというのもあるのかどうか、伺います。

総務課長（根津和博）

現在、55歳以上になると、一般の55歳以下の職員より給与の上がる幅を減らしております。あと、当然この給料表の級の月額が一番最後の号給に達した場合は、それ以上上がりません。保育士も同様でございます。

（11番）藤ノ木浩子

これを見まして、級がこう、号給がこうと書かれていますけれど、非常に細かく号給がなされていて、その上がる率が非常に少しだなという思いがあるのですが、もっと津南町としてこのところを改正できないのでしょうか。国（の基準）がこういうふうに細かくなっているのでしょうか。もう少し私は…やっぱり役場の職員の給料が上がらないと町全体の給料も上がってこないと思うのです。先般、総務課のほうから新潟県の雇用者報酬の資料を頂いて、25年度の雇用者報酬を見ましたら、やはり津南町が新潟県で一番低い額でしたし、17年度と比べても20万円だか30万円くらい落ちているのですよ。17年度よりも。雇用者報酬が。なので、町の職員の給与というのは、ほかの企業も見ていると思いますが、やっぱりここをもっと引き上げないと津南町全体も引き上がらないんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

総務課長（根津和博）

給料表は、県職員の給料表及び国家公務員の給料表に準じております。津南町独自の給料表というのは使っておりませんし、今後も使うことは考えておりません。津南町の雇用報酬が最下位という原因につきましては、つきとめておりませんが、統計上はそうなっていることは認識しております。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第80号について、採決いたします。

議案第80号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 7

議案第81号 津南町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第81号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

農地等の利用の最適化を推進するため、本年、4月1日に農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、農業委員の選出方法が、選挙制と市町村長の選任制の併用から、市町村長の任命制に変更されたこと、農業委員のほかに農地利用最適化推進委員が新設されたことにより、津南町農業委員会の委員等の定数に関する条例を制定するものであります。細部につきましては、地域振興課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

地域振興課長（江村善文）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

（6番）栗原洋子

この議案に対して、一応反対の立場で一言言わせていただきます。この農地利用最適化推進委員を新設したということは、これは国が作った農業政策を更に推進するための新設であると思うのです。ですから、町がどうのこうのというのではなくて、やっぱり国からの法律改正ということできたわけですけれども、国が認定する農家は、非常にハードルが高いですよね。津南町でも大規模農家もありますけれども、本当に中・小規模農家が圧倒的に多いわけですので、その小規模農家を応援するような施策ではなくて、認定された農家だけが農家というふうに認めるような国の施策ということでは、私はこれには同調することはできません。やっぱり小規模農家を一生懸命応援するような農政にしていかなければ。この津南町は本当に兼業農家も多いわけですので、継続していくことは難しいと思いますね。農地集約化を更に進めるわけです。集約化に反対するわけではないのですけれども、残った家族農業、小規模農家ももっと応援するような国の政策が必要だと思いますので、この農地利用最適化推進委員の設置に対しては反対です。

議長（草津 進）

質問ですか。討論ですか。

（6番）栗原洋子

質問ですが、町長の意見をもし聞かれば、よろしくお願いいたします。

地域振興課長（江村善文）

今の質問の趣旨からいきますと、農業委員、推進委員も含めてですが、認定農家等の大規模農家優先のような決まりを国が作ったというような意味かと思うのですけれども、昨年、27年度から、この認定農業者については、今までは面積要件、何 ha 以上 —津南町の場合は4 ha 以上— 作っていないと、認定農業者になれませんよと。若干、地区によって緩和措置はあつ

たのですけれども、そういうものが転作の関係で取り払われました。これによって、ある程度自分の意志で、小さい農家でもこれから大きくしたいという農家については認定農業者になれるようになったので、決して小さい農家が切捨てになるとかそういうことにはならないと思いますし、今回、この推進委員になる方々は、—どういう方になるかは別ですけれども—そういう小さな農家も含めて手厚く農業経営とか指導をしていくために現場で直接働いてもらう方ということで推進委員を改めて置いたわけなので、今まで以上に大きな農家を推進するというような趣旨ではないと考えております。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

（４番）風巻光明

農業委員について１点だけお伺いいたします。農業委員は、定数が１８名になっています。昨年度、確か定数を削減するという話が出て、農協改革の問題、あるいはTPPの問題が急遽勃発して、削減しないで今までどおりいこうとなったと思うのですけれども、今回も１８人で据え置いた理由について一言お教え願いたいと思いますけれども、お願いします。

農業委員会会長（涌井 直）

定数につきましては、従来の２２名から１８名に一度定数の変更をした経緯がございます。今現在、１８名で町内、網羅をさせていただいております。今回の法改正の中では、三つのランク分けがされたわけでありまして、これは、農業者数と耕地面積。一番少ない所で１４人。それから、一番大きい所で２４人。その中間に位置する所は１９人。それを限度として定めなさいという内容でございます。当町につきましては、その中間に位置する１９人の枠の中に入っております。本来、この法改正の基になった一つの部分に、農業委員を減らすというものが討論されたわけでありまして、当町は１９の枠が当てはめられたわけでありまして、ここで今現在、支障のない農業委員活動をやらせていただいておりますので、これを１名増やして１９名の限度まで引き上げる必要はないという判断のもとで１８名ということで、従来の人数で定数にさせていただきたいということでありまして。

（４番）風巻光明

私がお聞きしたいのは、昨年、定数を減らそうという動きがあったなかで据え置いたわけで、そのまま減らそうということではなくて、据え置いたという理由をお聞きしているわけですし、その辺について今回討論されなかったのか。昨年は確かそういうふうに私は聞いておるのですけれども、その辺についてもうちちょっと詳しくお聞きしたいのですが。

農業委員会会長（涌井 直）

農業委員の定数につきましては、何回か話に出た部分がございます。今現在、一番委員としての活動がピークを迎える所が、今、転作確認、これを農業委員のほうで実施をしておるわけでありまして、御案内のように当町の転作と水田以外で耕作されている部分が非常に多いという

なかで非常に時間、あるいは日数等要しているわけでありましてけれども、18名から減らした場合どうなるかということで、今度は非常に負担が大きくなるし、重要な確認の部分に支障が出る恐れがあるということで、従来どおりの18名でいいのではないかという結論に達した経緯でございます。

(11番) 藤ノ木浩子

今ほど、課長のほうから「小さい農家切捨てにはならない。」という答弁がありましたけれども、この農業委員会の改革というのは、農業委員会の役割を大きく変えるものだというふうにするのです。この法律の改正の中身を見ますと、重点課題と言われているのは、「農業委員会の重点課題は、農地の利用の最適化の推進」。この最適化の推進というのは、「集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進」、これを重点課題にしているということです。ということは、今まで任意事務だったのを必須事務にして、必ずしなさいということになったということは、農業委員会の役割は大きく変わったということになりませんか。それと、「農業及び農民に関する事項についての意見・公表、行政庁への建議など」、これは削除されて、「農地等の利用の最適化に関する施策について必要がある場合に行政に意見を提出してください」というふうになったと法は改正されているわけで、これは本当に今までの農業委員会の役割と大きく違ったと思うのですが、課長と農業委員会会長さん、いかがお考えでしょうか。

農業委員会会長（涌井 直）

今ほどお話のとおりでありますけれども、大きく変わった点でありますけれども、従来のこの法律、第1条の目的の中には、「農民の地位の向上に資する」というふうにされておったわけでありましてけれども、改正の部分では、「農業の健全なる発展」というふうに、「人から産業」という部分に目的が移ってきております。その「健全な発展」ということにつきましては、今ほど藤ノ木議員がおっしゃったように農地の有効利用という部分が、そこに出てきておるわけでありまして。今ほど議員のほうからお話がありましたように、大きな三つの部分が明記されたわけでありましてけれども、そのほかに従来から委員として農地の利用権等の移動に関する部分は従来どおりでありますし、あるいは、いろいろ問題になっている所もあるようでありましてけれども、転用に関わる現地確認等、これは従来どおりでありますので、大きく変わったということではなくて、仕事が増えたという感じでございます。また、今まで建議・要望ということで、町当局のほうに農業委員会のほうからいろいろな要望を提出させていただいたわけでありましてけれども、今後もこの建議・要望等になるようなものは必要であろうというふうにご考慮いただいておりますので、ここの部分につきましては、会で方向性をつけまして、従来どおりのかたちで意見等の部分の提案をさせていただきたいと、こう思っております。以上です。

(11番) 藤ノ木浩子

もう1点。農業委員を選ぶ方法が、公選制から市町村長の任命制に変わります。このことについてなのですが、市町村長の任命となると、やはり恣意的に選任しかねないというところもあるのではないかと考えているのですが、農業委員会の農民の代表機関としての権限を奪うものではないかと考えています。それと、市町村長の任命というのは、しっかりとした行政から

は独立している、その独立性も奪うものではないかと思うのです。やはり公選制を守るべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

農業委員会会長（涌井 直）

今ほどの御質問でございますけれども、公職選挙法に準じて従来選ばれておったものが、市町村長の任命ということになっておりますが、その前に人物の評価委員会を設置して各候補者の適任かどうかの調べをすることとなっております。また、この推薦等立候補の部分があるわけでありまして、地域民からの推薦等もあるわけでありまして、従来、農業3団体からそれぞれ推薦をお願いしていただいておりますけれども、その部分につきましては、若干今度は要項が変わりまして、「募集を求めることができる」ということができる規定になりました。できる規定でありますので、その辺はまた大変重要な部分でもあります。農業者が構成する団体、今現在、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区の理事から出ていただいておりますけれども、これも引き続き募集というかたちでやらせていただければなど、こんなふうに考えております。以上です。

（11 番）藤ノ木浩子

今回の改正で農業委員会の農業委員の役割、それから、選挙では選ばない、市町村長の任命。そういった改正のなかで大きい農家を残すんだと、そういう方向だと思うのです。私はやっぱり津南町は、家族農業、兼業農家が多いわけで、そういった家族農業を基本にそこで生産し、また、後継者も作れる農政を求めていくべきではないかと思うのですが、今のこの改正で津南農業は成り立っていくのかどうか、いかがお考えでしょうか。

町長（上村憲司）

農業委員の在り方ではなくて、津南農業ということでございますので、私のほうから、正鵠を射るかどうかは別として、お答えさせていただきます。まず1点目は、私はこういったことが、なんで大規模農家を助けるためだけにやっているんだかということの理論の結び付けが、そもそも分からないのですけれども、現状における農業委員会 ―もちろん議会からも出ていただいておりますし― しげく、農業委員会会長、あるいは副会長、そういった方とは御懇談もさせていただいているところでありますし、私がそういった各委員会、 ―もちろん議会からの建策要望も含めてでありますけれども― そういうなかで一番真摯に議論を交わさせていただく、そういった会が農業委員の皆様からいただく建策要望に対しての回答、あるいは懇談の時がその一つであります。例えば我が町の農業委員の歴史というのは、県下で一番女性の農業委員の方を多く有しておる。これは、もう厳然として今でも多いわけでありまして、様々な、例えば友好姉妹都市への津南の農産品アピールのための出店ですとか、ほかの農業委員会ののりを超えた素晴らしい活動をやっていただいております。そのことは、県内の農業審議会の中でも極めて高く評価を受けておる農業委員会であります。そういう農業委員会をこれからも続けようということは、もう誰もが願っておることだし、また、そういった農業委員会が極めて多忙だと。現行の18人でも本当に一生懸命やっていただいております。これはもう論を待たないところでありますけれども、そういうなかにおいて、更に農業というものが様々

なシチュエーションのなかで年ごとに厳しさを深めていきつつあるなかで、我が町の農業委員会の存在価値というのは極めて大きいものがある。そう思っております。そういったときに、今回また ―6名でしたっけかね。農地利用最適化推進委員― 6名の、農業委員のいわば充足というか、更にまたその機能というものを高め、細やかに見守る、そういった力というものを制定していただくということは、私は有り難いと思っております。特に今ほど来、議員もお尋ねである我が町における農業というものが、一種専門、そうした農家ではなくて、二種兼業農家で殆どが支えられておる、そういった実態を見ると、これからもこういった農業というものをどのように担っていかなければならないのかというのは、極めて大きな課題であります。そういった意味では、農業委員会が、従来はともすれば農業という分野だけを見ておったのを、―先日も農業委員会において私はお願い申し上げたのですけれども― 「農業だけから、農村、農家、農民、あるいは町民全体を見ていただける、そういった農業委員会の議論、あるいは、行為そのものを強く期待いたしておるところであります。」という御挨拶を申し上げたのです。全くその意は私は同じでありまして、そういった意味では、現行の18名プラス6名の体制の新しい組織ができるということは期待しておるところであります。また、町長の任命制ということでもありますけれども、恣意的になんていうことでは全くありませんで、その任命をするまでの間は、極めて公平な審査会等々で各御意見を賜りながら御推戴が行なわれるということでありまして、そういったことでも、より公平的な選出というものは担保していかれると思っております。また、これはしなければならぬのは当たり前のことでありまして、そのように今回の改正について思っておるところであります。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。 ―（質疑者なし）―

質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。 ―（討論者なし）―

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第81号について、採決いたします。

議案第81号について原案に賛成の方の起立を求めます。

―（起立11人、非起立2人）―

賛成多数です。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 8

議案第82号 津南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第82号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

議案第 81 号で説明のとおり農地利用最適化推進委員が新設され、この身分は、農業委員と同じ非常勤特別職であるため、津南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するものであります。細部につきましては、総務課長に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

総務課長（根津和博）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 82 号について、採決いたします。

議案第 82 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 11 人、非起立 2 人）—

賛成多数です。よって、議案第 82 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 9

議案第 83 号 平成 28 年度津南町一般会計補正予算（第 8 号）

日 程 第 10

議案第 84 号 平成 28 年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日 程 第 11

議案第 85 号 平成 28 年度津南町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日 程 第 12

議案第 86 号 平成 28 年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 13

議案第 87 号 平成 28 年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 14

議案第 88 号 平成 28 年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 15

議案第 89 号 平成 28 年度津南町病院事業会計補正予算（第 3 号）

議長（草津 進）

議案第 83 号から議案第 89 号まで一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

議案第 83 号平成 28 年度津南町一般会計補正予算（第 8 号）から議案第 89 号津南町病院事業会計補正予算（第 3 号）まで一括して主なものを説明申し上げます。

一般会計及び特別会計において今年度人事院勧告、新潟県人事委員会勧告及び 4 月人事異動等に伴う人件費補正をさせていただきましたので、よろしく願い申し上げます。各会計の最後に給与費明細書が添付されていますので、御覧ください。

議会関係では、歳出で、議員の期末手当の増であります。

総務課関係では、歳入で、マイナンバー関連の国庫補助金の増、ふるさと支援まちづくり寄附金の増、公共事業等債の増、緊急防災・減災事業債の減。歳出で、庁舎維持管理費の増、マイナンバー関連の電算処理費の増、ふるさと支援まちづくり基金積立金の増、ふるさと納税事務委託料の増、旧三箇小学校改修工事の増などあります。

税務町民課関係では、歳出で、軽自動車税関係手数料の増であります。

福祉保健課関係では、歳入で、国民健康保険基盤安定負担金の減、臨時福祉給付金等給付事業費補助金、同事務費補助金の増、介護保険特別会計繰入金の増、医学生等修学資金貸付金元利収入の増。歳出で、国民健康保険特別会計への繰出金の減、障害者自立支援給付費等補助金の返還金の増、臨時福祉給付金給付事業経済対策分の増、町立病院出資金医療器械等整備費の増などあります。

地域振興課関係では、歳入で、中山間地域等直接支払交付金や機構集積協力金交付金の増、きのこ王国支援事業補助金の増。歳出で、津南町認証米補助金の増、中山間地域等直接支払交付金の増、農地中間管理事業機構集積協力金交付金の増、正面ヶ原頭首工改修に係る負担金の増、きのこ王国支援事業補助金の増、中小企業雪国特別対策事業補助金の増、萌木の里及びマウンテンパーク津南の修繕費の増、ニュー・グリーンピア津南施設整備工事の減、ニュー・グリーンピア津南運営支援基金積立金の増などあります。

建設課関係では、歳入で、農業集落排水事業特別会計繰出金の減。歳出で、足滝スノーシェッド防犯灯設置工事の増などあります。

教育委員会関係では、歳入で、埋蔵文化財保存活用整備事業補助金の減。歳出で、安心こども基金事業補助金や保育緊急確保事業補助金の返還金の増、津南小学校修繕料の増、津南小学校校舎増改築整備事業設計業務委託料の減、津南小学校及び芦ヶ崎小学校の調理室・トイレや津南中学校女子トイレ等の修繕料の増、クロスカントリースキー購入費の増、給食センター備品修繕料の増、ジオパーク整備工事の減などあります。

国民健康保険特別会計では、歳入で、療養給付費国庫負担金や同精算金の増、前期高齢者交付金の減、高額医療費共同事業交付金の減、保険財政共同安定化事業交付金の増、保険基盤安定繰入金の減。歳出で、一般被保険者高額療養費の増、後期高齢者支援拠出金の減、保険財政

共同安定化事業拠出金の減などであります。

介護保険特別会計では、歳入で、包括的支援事業費の増。歳出で、一般会計繰出金の増などであります。

簡易水道特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計は、主に職員人件費の調整による補正であります。

津南町病院事業会計では、収入で、保険金の増。支出で、医療費訴訟に伴う和解金の増、医療機器購入費の増などであります。

細部につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

総務課長（根津和博）、税務町民課長（上村栄一）、福祉保健課長（高橋秀幸）、地域振興課長（江村善文）、建設課長（柳澤康義）、教育次長（清水 修）、病院事務長（桑原次郎）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

昼食のため午後1時まで休憩いたします。 —（午後0時03分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。 —（午後1時00分）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行います。

（4番）風巻光明

食事のあとでトイレの話をしてしますので、気分を悪くしないようにしていただきたいと思えます。今回の補正予算でトイレの改修が4件入っていますね。一つは、トイレは今、都会の子も田舎の子も皆ウォシュレットじゃなきゃ嫌だとかいう子がいっぱいいるわけですけども、今、日本のウォシュレットの普及率が6割から7割くらいになっているそうです。それは置いておいて、まず一つは、総務課が補正をかけております旧三箇小学校のウォシュレット化ということで、350万円上げておられますね。教育委員会が津南小学校と津南中学校で120万円、140万円、合計260万円くらい上げていますね。私は、ウォシュレットとか洋式に関するのとは別に反対じゃないのですけれども、まず、旧三箇小学校の350万円。一般の家庭がウォシュレットにするときは、便器も全部含めて15万円くらいであれば大体できるようになっています。単純計算をすると、350万円ということは20か所以上のトイレを全部ウォシュレット化するのかなというような感覚がしています。それについて、明確に1か所あたりいくらかで何か所改修するから350万円になるんだというのをいただきたいのです。というのは、津南町の中の小中学校も殆ど洋式ウォシュレットになっていません。役場の庁舎も一部ありますけれども、なっていません。公民館もなっていません。町の公衆トイレも全然なっていません。そういうなかで今閉校になっている旧三箇小学校、都会との交流があるわけですけども、それだけの費用をかけて一気に改修というのは、一体どういうことなのか。何か所で単価いくらかで350万円になると

いうのをまずお教えいただきたいと思います。

総務課長（根津和博）

説明が足らなかったようで大変申し訳ございません。350万円につきましては、全てがトイレではございません。まず、保健室をシャワー室に改修する工事、これが男女各2ユニットで650万円ほど。トイレにつきましては、男子洋式1台ありますが、これにウォシュレットを付けるもの。あと、女子和式がありまして、これを洋式に変更するもので、トイレにつきましては、この二つで48万5,000円でございます。あとそのほかに非常用の照明や煙探知機を合わせて350万円という数字でございます。

（4番）風巻光明

15ページの旧三箇小学校改修工事増ほか350万円ということは、600万円がベースになっていて、足りないから350万円補正かけるということですか。今、シャワー室が600万円というお話が出ましたけれど。それと、（質疑は）3回しかできないので、教育委員会のほうです。2か所ずつでしたっけ。中学校が2か所。小学校が給食室の調理員のために2か所ということで、それが120万円、140万円だと、1か所60万円、70万円掛かるわけです。一般家庭で汲み取り式をやるので大体50万円から70万円掛かっているけれど、既に水洗になっている所を…洋式化と言っているから、ウォシュレットになっているのかどうかよく分かりませんが、70万円くらい掛けるというのは、非常に私は個人の家庭だったらとても高くて手が出ないような気がするのですが、その辺の価格の妥当性というのはどういうふうになっているのでしょうか。

総務課長（根津和博）

当初予算に434万2,000円計上しておりまして、ただ今申し上げました保健室をシャワー室に改修、トイレの改修、消防法による非常用の照明、煙探知機全部合わせて780万円ほど掛かるということで、差額分の350万円を今回補正させていただきたいということでございます。トイレは男女それぞれ1台ずつをウォシュレットにしたり和式を洋式にするわけでございますが、当初予算も含めたなかで48万5,000円という金額でございます。

教育次長（清水 修）

大変申し訳ありませんでした。それでは、10款2項11節、小学校のトイレの改修でございます。これは、今ほど御質問があったとおり津南小学校と芦ヶ崎小学校の調理室、調理員のトイレでございます。芦ヶ崎小学校については、66万6,000円で、今ある和式のものを研って取って洋式のものに替えるというものでございますし、津南小学校のものは、先回、トイレの洋式化が済んだのですけれども、手洗い部分が場所的に近すぎると保健所の指導がございまして、ブースを今度は広げるということで、トイレそのもののブースを改修するというものでございます。津南小学校は、60万6,000円でございます。津南中学校につきましては、東校舎ですので、正面玄関の上にあります3階の女子トイレを2台、洋式化するというもので、合わせて62万2,000円でございます。73万8,720円になっております。

(4番) 風巻光明

3回目ですので、最後です。実は、洋式化、ウォシュレット化というのは、要望がいろいろございまして、例えば去年、「大地の芸術祭」が終わったとき、旧富田屋旅館横の津南町の公衆トイレですね。これもお客さんが来るから綺麗に 一町長に言わせると、大理石にして綺麗な素晴らしいトイレにしようとか、ウォシュレットにしようとか— それも頓挫しているわけですが、これから要望になりますので、聞き流してください。本当にウォシュレット化というのは、要望が多いわけなので、毎年毎年計画的に整備していただけたらいいなと思っております。以上で質問を終わります。

(6番) 栞原洋子

1点だけお願いします。総務課長にお聞きしますが、「上郷クローブ座」の件です。委託料が減っていますが、企画公演のほうですが、公演の回数と、宿泊されるということなのですが、その利用状況を今年だけでもいいですので、教えていただければお願いします。

総務課長 (根津和博)

先般、ここを運営している「NPO 法人越後妻有里山協働機構」から活動報告をいただいておりますが、今現在、その数等は承知しておりませんので、その資料を後ほど掲示させていただきたいと思っております。

(6番) 栞原洋子

公演がいつあるのか、どういう公演をやっているのかというのは、町民も全く知らない人が多いと思います。関心があれば行くと思うのですが、是非公演の開催予定を知らせてほしいと思いますし、宿泊のほうは、冬期間は宿泊者はいないのでしょうか。

総務課長 (根津和博)

公演のほうは、一応チラシを全戸配布させていただいた経緯がございます。PRはさせていただいているつもりでございます。冬はこれからなのですが、どのような予約等が入っているか今のところ私は承知しておりませんので、また後ほど事務局のほうに確認したいと思います。

(3番) 石田タマエ

2点お伺いします。まず、ふるさと納税寄附金なのですが、今回、5,000万円の補正をして1億円という見込みになっているのですが、今現在、確か6,400万円くらいの実績ということですが、あと3か月ちょっとというなかで1億円というのが、ある程度確定的なものなのでしょうか。一般的に考えると、収入は内輪に見積もるといような感覚なのですが、その辺りが、ある程度確定的なものなのか。

それから、もう1点は、福祉関係の人件費が軒並み減額になっている。社会福祉総務費もそ

うですし、国民年金もそうですし、保健衛生費もそうなのですが、人件費が軒並み減額になっているのですけれども。もちろん人事異動等々による補正という時期なのですから、人間的に減員になったとか、福祉保健課全体の人的要員が弱まったというようなことを懸念するのですけれども、そういうことはないのでしょうか。

総務課長（根津和博）

1点目の御質問、ふるさと納税の件でございます。11月末現在で6,000万円ちょっとの寄附金ございました。11月だけを見ますと、昨年の11月と今年の11月を比較すると、若干今年は落ちております。昨年の11月に比べると今年の11月は7割程度の収入になっております。昨年の12月が1億円以上の寄附金ございましたので、それに7割として7,000万円。現在の6,000万円と7,000万円と1億3,000万円。固く見込んで1億円はいくというふうに認識しております。

福祉保健課長（高橋秀幸）

当初予算については、前年の10月1日現在の人員で要求をします。その後、年が明けて4月に人事異動がありまして、人の動きがあるわけでございます。今回、社会福祉総務費で減額しておりますけれども、福祉保健課自体の人員については、特別会計もありますので、全体的には変わりはないわけでございます。特別会計でも出している部分がありますし、特に人員が減ったとかそういうことでは。あとは退職された方もいますので、その部分も影響をしているということでございます。

（3番）石田タマエ

きっと当初予算は人員体制が固まらないうちに組むので、そういう事情が出てくるのかと思うのですけれども、今、言葉の中で「退職した人」ということなのですから、退職された部分は、人間的には補充をきちんとされているということなのではないでしょうか。

総務課長（根津和博）

今回、福祉保健課の退職者は若手職員だったわけですが、臨時職員で対応しております。当然正職員は、今回また職員の採用試験等を行って職員を補充しているわけですが、正職員の対応は、来年の4月1日からということになります。

（2番）村山道明

地域振興課の農業振興費の中山間地域等直接支払交付金の増についてであります。4集落が増えたというのは、どこの集落か。80%から100%になったその理由と、それから、超傾斜地配分集落、初めてのケースだと思うのですが、この2集落はどこかということ。今度は、超が付けば、急があり、その下に緩がありというふうな3段階になっているわけですが、ということは、今度は緩も申請したら可能であるかということ、この点をお願いします。

地域振興課長（江村善文）

直接支払の中で面積の増になった集落が、辰ノ口、出浦、谷内、堂平で、8割から10割になった所が、鹿渡と出浦です。この8割から10割になったというのは、基本の作業、例えば草刈りとか土砂上げとか、そういう維持管理をしていると8割が基本的には貰えるわけです。それが10割になるためには、追加要件が必要なのですけれども、この2集落については、活動を継続していくための体制づくりをして、要は今後もずっと続けていくという組織づくりをしたということで、C要件というのがあるのですけれども、そちらに取り組むことになって10割になっております。それと、超急傾斜については、10%以上になることが一つと、そのほかに追加の要件、例えば直売をやるとか、6次産業をやるとか、そういうプラス要件もあるわけです。ここについては、辰ノ口と上結東集落なのですけれども、石垣田米の直販に取り組むということで、プラス要件を満たしております。今のお話の緩傾斜、要は1%という緩い傾斜の部分ですけれども、これについては、当初からあったわけなのですけれども、これに乗るとなると津南町のほぼ7割がそれに乗ってくるわけです。そうすると、町の持ち出しが年間2億円とか、ここだけでそうなるわけですから、とても町の財政の中で、その部分だけにお金を出動するというのは難しいのではないかということで、緩傾斜については取り組まなかった経過があります。以上です。

（11番）藤ノ木浩子

2点伺います。14ページの職員厚生費なのですが、ストレスチェックが義務化になったというお話がありましたけれど、その内容についてもう少しお話いただきたいと思います。それから、23ページの消防費の防災費なのですが、県情報通信ネットワークと被災者生活支援システム、この中身をもう一度お聞かせ願いたいのですが、お願いします。

総務課長（根津和博）

ストレスチェックにつきましては、労働安全衛生法が改正され、50人以上の事業所につきましてストレスチェックをするようにという通達でございまして、義務化になったわけでございます。津南町役場も当然50人以上いるわけでございますので、職員・臨時職員を含めてストレスチェックを行います。ストレスチェックは、津南病院に委託して行うものでございまして、この金額は津南病院に支払う委託料ということになります。いわゆる心のケア、ストレスチェックのチェック項目はいっぱいあって、ストレスに係るチェックをするわけでございますが、それを基に産業医・保健師等でストレス度が高い職員に対して面談等を行ってケアをするというものでございます。

2点目の消防費でございます。県の消防防災ネットワークでございすけれども、県庁と総合庁舎、また、県庁と市町村、消防本部等を衛星回線等で結ぶものでございまして、いわゆる災害の対応に対するものでございます。音声とかファクシミリの一斉通報等によって情報伝達の迅速化・確実化を図るものでございまして、より一層の防災力の向上に資するというものでございます。これは全県あげての取組で、町の負担分がございす。請負工事の合計が2,186万2,000円ほどでございまして、その3分の1を町が負担ということで、728万7,000円という額でございす。当初、3,100万円で見込んでおりましたが、受け差分等がありまして、

その額に固まったもので、今回減額するというものでございます。被災者生活再建支援システムでございますけれども、大きな地震等発災後、建物被害認定調査、調査結果の登録、罹災証明書の発行、被災者台帳管理といった、いわゆる自治体が行う一連の業務をサポートするシステムでございます。これも県が主導となって行っているものでございます。30 市町村、新潟県にあるわけでございますけれども、既に入れている市町村等は入らなくて、30 市町村中 24 市町村、県を含めると 25 の地方公共団体でございますけれども、ここが一緒になってこのシステムを導入して情報連携を取りながら、被災者の再建支援に役立てていくというシステムでございます。以上です。

(11 番) 藤ノ木浩子

このストレスチェックの件ですけれども、心のケアということで、津南病院では内科の先生が担当するのですか。どういった先生が対応されるのか、新たに頼むのか、そこら辺はどうでしょうか。

総務課長（根津和博）

ストレスチェックの詳細は津南病院のほうでお答えするかと思うのですけれども、一応、津南病院の先生というふうに考えております。

病院事務長（桑原次郎）

補足をさせていただきますけれども、産業医の、このストレスチェックの関係の医師向けの研修に院長、副院長、佐野医師の 3 名がそういった資格がありますので、その内科医師が担当するということになると思います。

(13 番) 桑原 悠

15 ページの上郷クローブ座管理運営委託料の減額のことなのですが、これはどのような経緯からの減額であったのでしょうか。それと、23 ページ、被災者生活支援システムですけれども、県域でこれに取り組むことになった理由と、また、県と市町村が共同でこれを利用できるものなのかどうか、伺います。

総務課長（根津和博）

1 点目、上郷クローブ座でございますけれども、これは先般、地方創生の加速化交付金で地方創生の交付金の関係で既に予算認定されておりますが、そこで交付金を頂いたなかで委託料を見ることができましたので、いわゆる町単の委託料を全て減額するものでございます。そういう経過でございます。

2 点目、被災者生活再建支援システムでございますけれども、今後、災害対応の実効性を担保するためには、全県的な連携体制を確保する必要があるということと、作業量が膨大な業務ということになりますため、マンパワー不足を補うためには、業務の効率化を図る必要があるということ。あと、広域避難における被災者支援の実効性を確保するためには、情報を共有できる仕組みの構築が必要であるということ。この 3 点から、県と市町村共同型の支援システム

を整備する必要があるということで、県と市町村共同で行うこととなりました。

(13番) 桑原 悠

支援システムのほうなのですけれども、まだ分からないで言うのですが、市町村同士の利用というのも可能になるのでしょうか。

総務課長 (根津和博)

システム化に求められる機能といたしまして、広域避難発生時に県と市町村間、市町村間で被害や避難者のリアルタイムでの情報共有ができること、これがシステムに求められる機能の大事な部分でございますので、当然情報共有ができるようなシステムとなります。

(5番) 恩田 稔

26 ページの工事請負費。ジオパークの例の長坂の展望台についてお聞きしたいのですが、先ほど、「とりあえず以下白紙」というふうなお話でしたけれども、この 300 万円の中で看板と、ある程度こういった看板を立てるということになると駐車スペースが恐らく必要なのだと思うのですけれども、そこら辺を全部 300 万円ですることができるということなのでしょうか。

教育次長 (清水 修)

今回の 300 万円につきましては、単純に展望台の台を増設設置する予算でありますので、看板はできたあと設置したりと考えておりました。ただ、県のほうからは、今あるそこは見晴らしがいいということで、道路の脇に避ける場所というのですか、ちょっと広がっておりますけれども、「そこは道路管理者として駐車場と認めるわけにはいかない」というような御指摘もありました。そうしますと、駐車場をどこに設けるかとか、カーブの見通しのなかで、「そこを人が歩くということも想定する場合、危険性が排除しきれないのではないか」というような御指摘をいただきました。では、どちらのほうに設置すればいいか、場所を変えてするべきなのか、あの場所でどういようなかたちにしたらできるのか、また今後県と検討させていただきたいということで、白紙というか、保留にさせていただきということで、展望台設置することについては、まだ考えは残っております。

(5番) 恩田 稔

清津峡の所がありますよね。十二峠。あそこも看板がある所は、かなり車が何台か止められるようなスペースになっているわけですが、恐らくあんなふうな感じにしないとなかなか厳しいんじゃないかと思うのですが、ただ、長坂から見る段丘も素晴らしいわけですので、改めてもう少し詰めていただいて、是非やっていただきたいと思います。お願いします。

議長 (草津 進)

ほかに質疑はありませんか。

— (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

討論採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（草津 進）

議案第 83 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 83 号について、採決いたします。

議案第 83 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、議案第 83 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 84 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 84 号について、採決いたします。

議案第 84 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、議案第 84 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 85 号について討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 85 号について、採決いたします。

議案第 85 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、議案第 85 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 86 号について討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 86 号について、採決いたします。

議案第 86 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、議案第 86 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 87 号について討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 87 号について、採決いたします。

議案第 87 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 88 号について討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 88 号について、採決いたします。

議案第 88 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 89 号について討論を行いません。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 89 号について、採決いたします。

議案第 89 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 16 議員派遣の件について

議長 (草津 進)

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することにいたしたい
と思います。

これに御異議ありませんか。 — (異議なしの声あり) —

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

日 程 第 17 議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長 (草津 進)

議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布したとおり閉会中の継続調
査・審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することに御異議ありま
せんか。 — (異議なしの声あり) —

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査・審査
に付することに決定しました。

日 程 第 18 常任委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（草津 進）

常任委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

産業建設常任委員長から目下委員会において審査中の事件について会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布したとおり閉会中の継続調査・審査の申出がありました。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、産業建設常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することに決定しました。

議長（草津 進）

以上をもって本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長（上村憲司）

平成 28 年の最後になります。12 月定例議会を慎重なる御審議をいただき、今日閉会させていただくことができますことを心から感謝を申し上げる次第でございます。これからいよいよ新年度の予算編成作業というものが渦中に入りますわけでありませうけれども、今回の議会審議の内容をしっかりと受け止めさせていただいて、憂いのない予算編成にあたらせていただきたい、そう考えております。議会は閉会になるわけでありませうけれども、皆様が一番町民の声というものをしっかり直にお受けとめの方々でございますので、来年度の予算編成になんなり御助言・御指導をいただくことができましたならば、どうぞ遠慮なくお申し付けをいただけたらというように考えてございますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。まずは、本 1 年、大変御指導いただきましたことを職員一同を代表して深く感謝を申し上げ、共々によき年末年始を迎えられることを深く祈念いたしまして、本定例会での御挨拶に代えさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（草津 進）

これにて平成 28 年第 4 回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午後 1 時 37 分）—